

先端技術実証・評価設備整備費等補助金
(企業等の実証・評価設備等の整備事業)
公募要領

公募期間

平成 23 年 12 月 26 日 (月) ~平成 24 年 2 月 6 日 (月)

※ 本事業は、複数回の公募を実施することを検討しております。

平成 23 年 12 月

先端技術実証・評価設備整備等事業事務局

(みずほ情報総研株式会社)

目次

1. 先端技術実証・評価設備整備費等補助金について	・・・・・・・・ P. 1
2. 事業の目的・補助対象事業について	・・・・・・・・ P. 2
3. 補助対象事業者について	・・・・・・・・ P. 2
4. 補助率及び補助対象経費等について	・・・・・・・・ P. 3
5. 応募手続について	・・・・・・・・ P. 4
6. 審査及び結果通知について	・・・・・・・・ P. 7
別表1 受付及びお問い合わせ先等	・・・・・・・・ P. 9
◇応募書類等の様式	

1. 先端技術実証・評価設備整備費等補助金について

(1) 『先端技術実証・評価設備整備費等補助金』の目的

技術の高度化・複雑化の進展により、新技術の実用化には高いリスクが存在しています。そのため、今般の大震災や円高等の影響により、我が国企業等の事業環境が悪化していることから、国内における研究開発投資は急速に縮小しています。

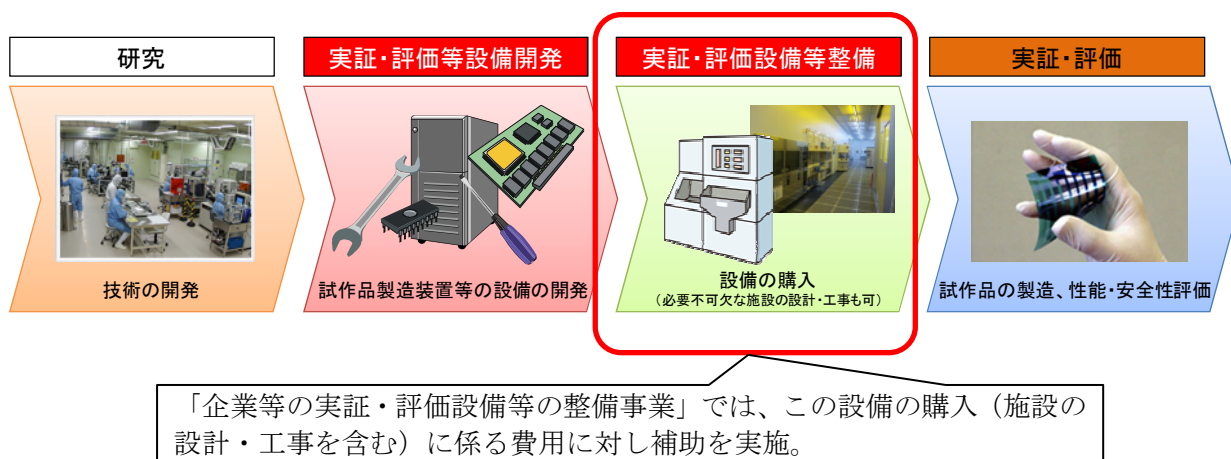
研究開発投資の縮小等を原因とする新技術の市場投入の遅滞は、近い将来の我が国の産業競争力に多大な影響を及ぼします。

『先端技術実証・評価設備整備費等補助金』においては、これまでに取り組んできた技術の実用化のための実証・評価等に必要な設備の整備又は開発を支援し、研究開発投資を促進することにより、新技術の実用化を加速します。それによって、震災からの復興を加速させることで、“新たな成長”を実現します。

(2) 事業の構成

『先端技術実証・評価設備整備費等補助金』には、実証・評価等に必要な設備や、その設備を設置するために必要不可欠な施設の購入等に係る費用に対し補助する「企業等の実証・評価設備等の整備事業」と、実証・評価等する上で必要な設備であって、市販品では対応できないような設備を開発するための人件費や材料費等を補助する「企業等の実証・評価等設備の開発事業」の2事業があります。

本交付要綱は、「企業等の実証・評価設備等の整備事業」に係る交付要綱です。



(3) 「企業等の実証・評価設備等の整備事業」で出来ること、出来ないこと

「企業等の実証・評価設備等の整備事業」では、実証・評価等に必要な設備等の購入に係る費用の補助であるため、設備の開発等の人件費は補助の対象になりません。

なお、本事業で整備した装置を活用して新たな技術の実用化に成功した際には、その技術を活用した製品の製造に、整備した装置を活用して構いません。但し、申請に当たって、実用化に成功した場合は、製造に活用する旨を必ず御記載下さい。

その他、詳細につきましては、別途作成されますQ&A集をご確認ください。

2. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

本事業は、新たに事業化を目指す革新的な技術等の実証研究、試作品製造若しくは性能・安全性評価、又は製品の製造（以下、「実証・評価等」という。）に必要となる設備等（ただし、「製品の製造に必要となる設備等」については、実証研究、試作品製造又は性能・安全性評価に必要となる設備等であって、それらを実施した結果、事業化に成功した製品を製造するために、引き続き当該設備等を活用する場合に限る。）の導入に必要な経費の一部を支援することにより、企業等における革新的な技術に対する実証・評価等を促進し、当該技術を用いた新製品の量産化への橋渡しを行うために実施するものです。

(2) 対象事業

本事業は、これまでに開発された革新的な技術等を用いて新製品を開発するために、企業、技術研究組合等の民間団体や大学等が、実証・評価等を行う際に必要となる工作機械や測定装置等の設備導入や、目的達成のための必要最低限の施設整備、当該施設等の整備を行うに当たって必要となる調査設計等の事業とし、次のいずれかの要件を満たすものを対象とします。

1. 企業等が行う実証・評価等に必要となる設備等の整備
2. 他者が開発した技術等に対し、共通基盤的に行う実証・評価等に必要となる設備等の整備

(3) 対象技術の要件

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」の以下の項目に掲げられた目標の実現に貢献する技術であること。

- ・「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」
- ・「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」
- ・「科学・技術・情報通信立国戦略」

3. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は、上記 1. (2) に掲げる施設整備等の事業及び整備後の管理・運営等について責任を持って実施することのできる以下の機関とします。

- ・企業、技術研究組合、公益法人、大学等であって、日本国内の法人格を有する組織。ただし、地方公共団体の組織の一部として設置された公設試験研究機関は対象外。
- ・日本国内において事業を営む個人

※共同申請について

共同申請については、上記の要件を満たすこと、長期にわたる実施体制の構築が行われていること及び資産管理に係る適切な役割分担を契約等において整理されていることを条件に認めます。なお、補助対象外の事業者と共同申請を行うことは可能です。（ただし、補助対象外の事業者が支出した金額について、補助金を交付することはできません。）

4. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率、上限額、下限額は以下のとおりです。

なお、「上限額」「下限額」は、補助金交付申請額の上限額、下限額となります。

事業	補助	補助率※ ³	上限額	下限額
補助対象経費の区分	内容			
(1)調査設計費	建築計画に関する調査費及び設計費	① 産学官連携 2 / 3 以内 ② 企業連携体・中小企業 1 / 2 以内 ③ 大企業 1 / 3 以内	50億円	2000万円
(2)工事費※ ¹	実証・評価を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費※ ²			
(3)実証・評価機械・装置費	実証・試作品作成・評価試験に必要な機械装置の購入及び据付け等に必要な経費			

※1 原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は補助対象にならない。

※2 既存設備であって、補助目的を達成する上で、新規に導入する設備と併せて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象とすることができる。ただし、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。

※3 『補助率』における「産学官連携」「中小企業」「企業連携体」「大企業」の定義は以下のとおり。

産学官連携：産学官連携の要件は以下のいずれかに該当するもの

- ① 企業等が、独立行政法人である研究所、公設試験研究機関等（以下、「公的研究機関」という。）、大学又は高等専門学校との共同申請により、公的研究機関、大学又は高等専門学校が持つ技術を活用して、実証・評価等を行い、革新的な技術の事業化を目指すもの。
- ② 組合員に公的研究機関、大学又は高等専門学校が含まれる技術研究組合
- ③ 公的研究機関（ただし、地方公共団体の一部である公設試験研究機関は除く。）、大学又は高等専門学校が、企業等の開発した技術等に関して性能・安全性評価を行うのに必要な共通基盤的な設備を整備するもの。

企業連携体：一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、組合員に公的研究機関、大学又は高等専門学校が含まれない技術研究組合等。

中小企業：資本金・出資総額3億円以下又は常勤従業員300人以下の企業。ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「見なし大企業」という）
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人

大企業 : 中小企業以外の企業

(2) 事業実施期間

交付決定後、補助事業について、速やかに事業に着手し、原則として、平成 25 年 3 月末までに事業を完了することとします。

5. 応募手続について

(1) 応募受付期間、提出先

受付期間 平成 23 年 12 月 26 日 (月曜日) から平成 24 年 2 月 6 日 (月曜日) [17 時必着]
受付時間 10:00~12:00 13:00~17:00/月曜~金曜 (平成 23 年 12 月 29 日 (木曜日) から平成 24 年 1 月 4 日 (水曜日) 及び祝日は除く)
<提出先> 〒114-8519 東京都北区田端 1 丁目 25 番 19 号 「先端技術実証・評価設備整備等事業 事務局 (みずほ情報総研株式会社) 宛」
※ 封筒等の表面に「企業の実証・評価設備等の整備事業 応募書類在中」と朱記してください。

受付時間外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAX による提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

(2) 提出物について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさは A4 版でお願いします。
- ②以下の「提出物一覧表」における提出書類については、様式第 1 から順に添付書類までを束ね、全ての資料に左側に縦 2 穴で穴をあけ、左上をクリップで留めて (ホッチキス留めは不可。1 つのクリップで留められない場合は、各資料ごとにクリップ留めでも可。) 正本 1 部 (片面印刷)、正本写し 7 部 (両面印刷)、電子媒体を 1 部提出してください。
なお、補助事業実施計画書 (別紙) にはページ番号を紙面下中央に必ず打ち込んでください。
- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います (提出書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください。)
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出物一覧表」にある提出書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。
なお、提出物は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出物一覧表>

書類名		備考
様式第 1	<input type="checkbox"/> 応募書類	
別紙 1	<input type="checkbox"/> 補助事業実施計画書	
別紙 2	<input type="checkbox"/> 事業概要	
別紙 3	<input type="checkbox"/> 産学官連携に係る補足説明資料	産学官連携の申請を行う事業者のみ、提出が必要
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図	
	<input type="checkbox"/> 施設・設備の平面図	
	<input type="checkbox"/> 施設・設備の配置図	
	<input type="checkbox"/> 経費の根拠となる資料	別紙 6 - (2) - ②に記載する番号を付すこと
申請書類セルフチェックリスト	<input type="checkbox"/> 直近 2 年間の決算報告書（貸借対照表・損益計算書） ※単体の決算書（連結決算書は不可） ※設立 2 年未満の企業の場合は、5 年間分の事業計画書及び収支予算書	共同申請の場合は、申請者ごとに必要
	<input type="checkbox"/> 【正本のみ】申請者の概要がわかるもの（パンフレット、定款又は、登記簿謄本*等） ※提出日より 3 ヶ月以内に発行された謄本	共同申請の場合は、申請者ごとに必要
申請書類セルフチェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書類セルフチェックリスト	書類提出前に再確認を行い、リストにチェックを入れてください。

電子媒体（CD 又は DVD）		備考
保存ファイル	<input type="checkbox"/> 提出書類すべてを Word 形式、Excel、PowerPoint 及び PDF 形式等で保存したもの	
	<input type="checkbox"/> 申請金額確認シート（Excel 表）	（【別紙 1】補助事業実施計画書 6. 補助事業の収支予算 について、記入金額の整合性確認のためにご記入・提出下さい。

(4) 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金交付要綱、事業実施要領、補助金交付規程の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ①補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ②補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③補助事業者は、補助事業を完了した場合実績報告書を提出しなければなりません。
- ④補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に本事業に係る事業化等の状況を報告するとともに、補助事業に関する調査に協力をしなければなりません。
- ⑤事業化状況の報告により、当該補助事業により設備等が導入された結果として相当の収益を得たと認められた場合、補助金の交付額を限度として、その収益の一部を事務局に納付しなければなりません（注）。ただし、直近3年間のいずれかの年に赤字を計上した企業については、収益納付を求めないこととします。

(注) 相当の収益を得たと認められた場合とは、 $\text{収益}[A] - \text{控除額}[B] > 0$ となる場合をいいます。
また、相当の収益が発生した場合の納付金額の算出式は以下のとおりです。

$$(\text{収益}[A] - \text{控除額}[B]) \times (\text{投資額全体に対する国の補助金の比率}[C/D]) - [E]$$

収益[A] : 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間における各年度末までの、補助事業に係る製品・部品等の営業損益（売上高－製造原価－販売管理費等）の累計額

控除額[B] : 補助事業に要する経費（補助事業に係る補助対象経費以外の経費を含む）のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額

[C] : 補助金額定額

[D] : 本年度までの補助事業に係る支出額の合計（補助事業に要した経費（補助金＋自己負担額）及び補助事業終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計）

[E] : 前年度までに収益納付を行っている場合には、その累計額

- ⑥補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑦補助事業者は、事務局が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。）
- ⑧補助事業者は、交付決定後、補助事業が交付決定通知書に記載された完了予定日まで完了しない場合については、事務局が別に定める交付規程に基づき事務局に報告し、その指示を仰いでください。
- ⑨補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑩補助事業に関する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表してい

ただく場合があります。

(5) その他

- ①補助金の支払は、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）。
また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続、財務省の承認を得た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ②補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、交付決定日以降、補助事業完了期日までに終了するものに限られます。したがって、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む）は対象となりません。
- ③国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（先端技術実証・評価設備整備費等補助金以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前にご相談ください。
- ④本整備事業の実施期間内及び実施後において、経済産業省による実施状況又は整備後の利用状況等について、調査等が行われる場合があります。

6. 審査及び結果通知について

(1) 審査内容

①基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

- ・ 1. (3) 補助対象要件を満たしていること
- イ. 補助事業者としての適格性
・ 応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること
- ウ. 補助事業者の実施体制
・ 応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有していること
- エ. 補助対象経費等の妥当性
・ 補助対象経費等の内容が妥当なものであること
- オ. 工程の妥当性
・ 補助事業期間内の確実な実施が見込まれる工程となっていること
- カ. 適切な設備等の運営の見込
・ 将来に渡っての維持・運営コスト負担体制等、設備等の運営計画が適切であること

②補助事業完了後に実施する実証・評価等の内容に関する審査

ア. 実証・評価等を行う技術の先端性等

実証・評価等を行う技術について以下の様な観点に基づき審査を行う。

- ・ 内容、目標設定レベルが相当程度高く、先端性を有するか（「世界初」「国内初」「中小企業では初めて」等）
- ・ 補助事業完了後、設備の活用計画が適切であって、新技術の事業化を目指すものについては、その工程が現実的なものであるか
- ・ 公的資金（国、地方公共団体等の委託費、補助金等）を活用して開発された技術や、公的研究機関において開発された技術の実証・評価等を行うものであるか

イ. 実証・評価等を行う技術の重要性

- ・サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野や、我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野である等、我が国の産業政策上重要な位置付けにある技術であるか
- ・将来的に大きな市場創出効果・売上げが見込まれるか

ウ. 地域経済への波及効果

- ・地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか

(2) 採択の内示の通知等

選定結果については、決定後速やかに内示いたします。

※内示を受けた方には、補助金の交付に係る必要な手続を所定の期間内に行っていただきます。

(3) 公募のスケジュール

1 2月26日(月) ~ 2月6日(月)	受付期間
2月7日(火) ~	審査期間
3月下旬以降予定	内 示

別表 1

受付及びお問い合わせ先等

事務局	所在地/TEL&FAX&URL
先端技術実証・評価設備整備等 事業事務局(みずほ情報総研株 式会社)	〒114-8519 東京都北区田端1丁目25番19号 TEL: 03-5832-7277 FAX: 03-5832-7279 http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/inov-office/index.html

事業内容等についての相談が可能な機関

経済産業局等 (担当課室)	所在地/TEL&FAX&URL	管轄する 都道府県
経済産業省 産業技術環境局 研究開発課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL: 03-3501-9221 FAX: 03-3501-7924 http://www.meti.go.jp	—
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-5441 FAX: 011-709-1786 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業支援課 産学官連携推進室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎 TEL: 022-221-4887 FAX: 022-223-2658 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同 庁舎1号館 TEL: 048-600-0422 FAX: 048-601-1287 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長 野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 産学官連携推進室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-2774 FAX: 052-950-1764 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1 号館 TEL: 06-6966-6017 FAX: 06-6966-6080 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 参事官(産学官連携・産業クラス ター担当)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5760 FAX: 082-224-5645 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎 TEL: 087-811-8518 FAX: 087-811-8555 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術企画課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL: 092-482-5462 FAX: 092-482-5392 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合 同庁舎2号館9階 TEL: 098-866-1730 FAX: 098-860-1375 http://ogb.go.jp/keisan/index.html	沖縄